

# 両協議会における役割及び運営方法の見直し(案)

【信濃川下流河川事務所以外】

## 大規模氾濫減災協議会 (減災対策)

ハード対策

ソフト対策

【信濃川下流河川事務所】

## 水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会 (H25設立 H29.5水防法改正による法定協議会に位置付)

- ・水防法改正前から **全国に先駆けて** 信濃川下流域の関係者で構成する協議会を設立、**流域全体で協働**して、**地域防災力の向上に資する取組を推進**。

※取組方針における実施期間はR3～R7（5年間）である。

### 信濃川下流域の減災に係る取組方針（概ね5年）

#### ハード対策

国（信濃川下流）、新潟県管理河川における築堤、河道掘削、河川維持掘削 など

#### 流域における対策

- ・雨水排水ポンプ、施設耐水化、調整池等の整備
- ・五十嵐川遊水池の整備、笠堀ダムの嵩上げ
- ・田んぼダムの活用
- ・砂防に関する整備 など

#### ソフト対策

- ・水位計・監視カメラの設置
- ・避難に関する住民理解促進のための取り組み など



流域治水協議会  
規約第4条

## 流域治水協議会 (流域治水対策)

ハード対策

ソフト対策

流域における対策

## 信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会 (令和2年設立)

- ・ **推進協議会と連携**し、協議、情報共有を行いながら **流域治水プロジェクト**を推進。

※ 流域治水プロジェクトの対象期間は、目標達成までの期間。  
短期…R7、中長期短期…R25

### 信濃川水系（信濃川下流）流域治水プロジェクト

#### ハード対策

国（信濃川下流）、新潟県管理河川における築堤、河道掘削、河川維持掘削 など

#### 流域における対策（内容追加）

**推進協議会の取組に対し、さらに追加として**

- ・ 民間事業者や住民による流出抑制対策への支援
- ・ 土地利用規制・誘導（災害危険区域等）等
- ・ 盛土構造物の保全、二線堤の整備
- ・ 既存ダムの洪水調節機能の強化 など

#### ソフト対策

- ・ 推進協議会の取組内容を記載



# 両協議会における役割及び運営方法の見直し(案)

- 信濃川下流では、水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会でハード・ソフト・流域対策の検討を「取組方針」として、作成・共有・フォローアップしてきた。
- 流域治水協議会では「流域治水プロジェクト」を策定し、このプロジェクトに基づき各取組を推進してきた。
- 「取組方針（取組期間R3～R7）」と「流域治水プロジェクト（公表R3.3）」は類似又は重複する取組が複数あるなど両協議会は関連性があり、会員（委員）が同一であることから、同時開催することとしたい。

## 水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会

想定最大規模降雨により信濃川下流域が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進。  
 （減災に係る取組方針の作成、フォローアップ）

信濃川下流域の減災  
 に係る取組方針

ハード対策

ソフト対策

流域における対策

## 流域治水協議会

信濃川下流域で行う流域治水の全体像を共有・検討（流域治水プロジェクト策定・フォローアップ）  
 協議会の実施にあたっては推進協議会と連携し共有・検討する

流域治水プロジェクト

氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策

被害対象を減少させるための対策

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策